

ケ 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく地域森林計画対象民有林、保安林
コ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第75号）に基づく農業振興地域及び農用地地域

サ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）に基づく史跡、名勝又は天然記念物

シ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく風致地区等

ス 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）及び愛媛県自然海浜保全条例（昭和55年愛媛県条例第3号）に基づく自然海浜保全地区

（3）保全目標の達成の程度の確認

予測結果を元に、保全目標の達成の程度について検討し、必要に応じて保全対策や継続調査の実施を予定する。

①特定の保全対象

保全対象ごとに、予測された影響の程度と先に設定した保全水準を比較、考量して、保全水準の達成の程度を判定し、見解（判定結果及び判定理由等）を分かりやすく取りまとめる。

なお、保全水準を達成できない場合には、所要の保全対策を講じることを想定して、再度予測を行う必要がある。

②保全上の配慮事項

保全目標として設定した、施設の配置、設計、工事及び供用に当たり、自然環境保全上必要と考えられる各種の配慮事項についても、併せてその遵守の程度を確認する。

ア 特定の保全対象

（ア）保全水準の達成の程度

保全水準の達成の程度については、保全対象ごとに、次の3段階区分により判定して、分かりやすく取りまとめる。

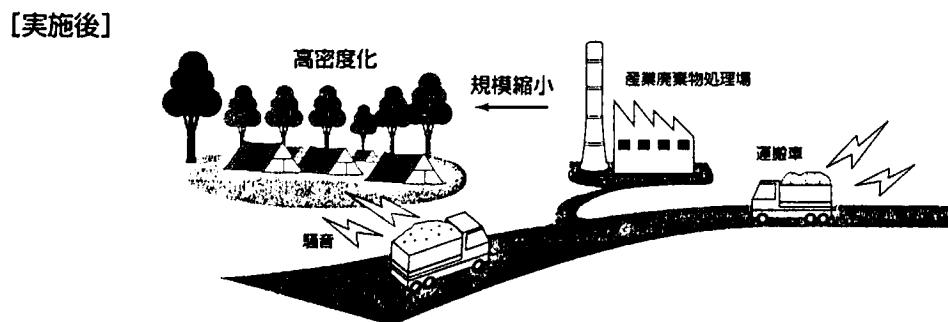
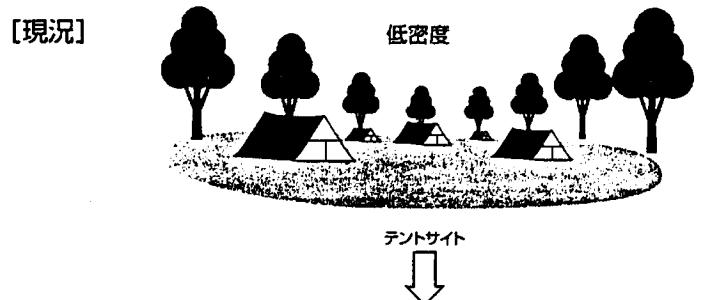
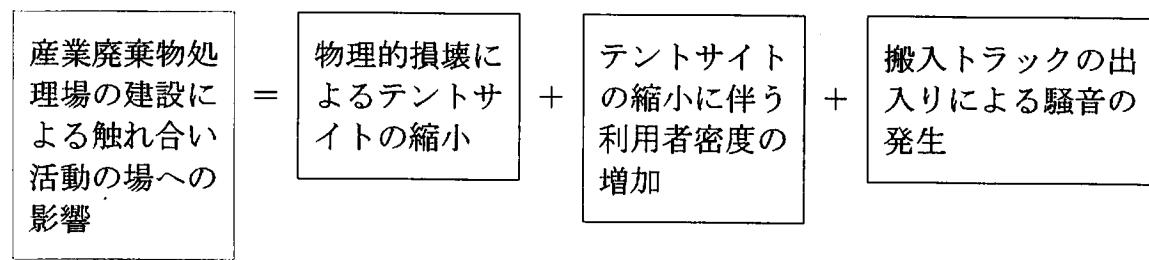
なお、利用上の快適性の変化等を把握する際には、影響に対する反応に個人差が認められる部分もあること等から、予測結果には不確実性が残ることに留意する必要がある。

表16-7 保全水準の達成の程度の判定

段階区分		判 定 内 容
○ 達成	○ ₁	完全に達成していると判定される場合。予測結果に残された不確実性に起因する問題の発生は、全くないと見なされるもの。現実には稀なケースである。
	○ ₂	達成していると判定される場合。予測結果に残された不確実性に起因する問題が発生しないことを、念のために確認する事後検証のための継続調査を伴う。
△ ほぼ達成		ほぼ達成していると判定されるが、予測結果に不確実性が多く残る場合（保全対策の効果に不確実性が多く残る場合を含む。）予測結果に残された不確実性に起因する問題が発生した場合には保全対策の追加等の措置を講じることを想定した、継続監視のための継続調査を伴う。
× 未達成		保全対策の実施の如何にかかわらず、達成の可能性が極めて低いと判定される場合

①複数の影響の総合化

次のような場合は、3つの影響を総合化して判定する必要がある。



②各保全対象の重要度に応じた達成の程度の判定

次のとおり重要度の高いものほど達成の程度の判定は厳しくなる。

保全対象の損壊率＼重要度区分	Aランク	Bランク	Cランク
比較的大きい ↓	×	×	△
	×	△	○ ₂
比較的小さい	△	○ ₂	○ ₁

③代替性等の保全対象の特性の考慮

(例)

